

一般財団法人国際建設技能振興機構
平成29年度事業報告書

当機構は、我が国の建設分野をはじめとする技術・技能・知識を習得・実践しようとする各国の人材の受入れ、育成等が適正に実施されるよう必要な支援等を行うことを目的とする団体である。

建設産業の担い手不足という構造的な問題がある中で、復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、平成27年4月から外国人建設就労者受入事業に基づく外国人建設就労者の受入れが開始された。

当機構として、外国人建設就労者が国内の建設事業の円滑な実施に貢献するとともに、母国の経済発展と我が国の建設企業の海外進出を支える人材として育成されていくために必要な支援策について、関係者と協議・検討し、実施に移していくことを柱として、以下に取り組んだ。

1. 研修・セミナー等事業

特定監理団体・受入建設企業と連携し外国人建設就労者、技能実習生等を対象に「足場の組立て等の業務に係る特別教育」を実施した。当機構において作成した日本語（ふりがな付き）と中国語を併記したテキスト及び視覚教材（当機構作成の日本語・中国語併記の説明文付き）に基づき学科教育を行い、理解度確認テストを実施したうえで、受講者に修了証が、所属企業に特別教育実施記録が交付された。

このほかベトナム語版のテキストを新たに作成した。

足場の組立て等の業務に係る特別教育

実施年月日	場所	言語	企業数	受講者数
平成29年4月9日	兵庫県姫路市	中国語	9	30
平成29年12月3日	埼玉県戸田市	中国語	7	43（注）

（注）日本人建設就労者12名を含む

2. 外国人建設就労者受入事業に係る制度推進事業（国土交通省受託事業）

平成29年度は、巡回指導対象が1,000件を超えることが見込まれ、巡回指導の実施回数は950回程度を予定していることから、次の方針のもと巡回指導を実施した。

・特定監理団体については受入れが見込めないなど特別の事情がある場合を除きす

すべての団体に対し巡回指導を行う。

- ・受入建設企業については前年度の巡回指導時に適切な受入れに向けた取り組みが必要と指摘された企業及び今年度新たに適正監理計画を受けた企業に対し優先的に巡回指導を行う。

(1) 特定監理団体及び受入建設企業に対する巡回指導

① 平成29年度末現在で国土交通省が認定している特定監理団体155団体、適正監理計画の認定数1,224計画(1,183企業)のうち特定監理団体142件、受入建設企業808件、合計950件について巡回指導を行った。通常型の巡回指導に加え、外国人建設就労者の適正な受入れを行うためのポイント(告示・ガイドラインの手続き、労働関係法規等)について関係者の理解を深める「理解度確認型」巡回指導も実施した。

巡回指導件数

	通常型	理解度確認型	計
特定監理団体	142件	0件	142件
受入建設企業	518件	290件	808件
計	660件	290件	950件

- ② 巡回指導に当たっては特定監理団体及び受入建設企業の役員、受入れ責任者等と面会するとともに、関係書類の提出を求め、適正監理計画や労働関係法令の遵守状況等を確認した。その際外国人建設就労者が「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上」の報酬を得ているかについて特に留意した。併せて、外国人建設就労者の住居や就労現場もできるだけ訪問した。
- また関係者の同席を求めずに外国人建設就労者659名と母国語で面談し、就労・賃金の支払状況等について直接確認した(通訳は中国、ベトナム、インドネシア、フィリピンについては本部在勤母国語相談員により、それ以外(モンゴル、タイ、ラオス、スリランカ)は外部委託により対応した。)
- ③ 巡回指導の結果、適正な監理に向け取り組みが必要な場合には文書・改善指導・注意喚起・助言を実施し、速やかな改善を求めた(特定監理団体64団体82項目、受入建設企業454社1,614項目)。
- ④ 巡回指導の際には、外国人建設就労者の受入れに係る特定監理団体、受入建設企業等からの意見・要望を聴取し、受入れに関する推奨事例とともに国土交通省に報告した。

(2) 外国人建設就労者に対する母国語相談の実施

- ① 中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語及び英語の5か国語で無料電話相談を行う「FITS 相談ホットライン」を開設した。外国人建設就労者の就労実態を踏まえ、相談しやすい日曜日を含め次のとおり相談日を設定した。

言語	相談日
中国語及びベトナム語	日、月及び木
インドネシア語	日及び木
フィリピン語及び英語	日

(いずれも10時30分から19時まで。休日・昼休みを除く。)

- ② ホットラインについては、5か国語による案内をホームページに掲載したほか、連絡先等を記載した「ホットラインカード」を作成・配布し、巡回指導の面談時に外国人建設就労者ひとりひとりが保有しているかを確認した。
- ③ 平成29年度は82件(電話59件、メール23件)の相談があり、日本の労働法規や受入制度に関する問合せ、転職に関する相談等について、説明や関係先の紹介などの対応を行った。

(3) 不正行為認定時等の建設特定活動の継続支援

継続支援業務に必要となる無料職業紹介事業の許可を平成27年5月1日付けで厚生労働大臣より取得し、支援体制を継続した。

(4) 適正監理推進協議会開催に関する支援

平成29年度の適正監理推進協議会が8月2日に開催され、設営、配布資料・議事録の作成等について事務局の支援を行った。

このほか、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の施行に伴い設置された「建設分野における外国人技能実習 事業協議会」について、国土交通省から当機構に対し参加の要請があったので、3月26日(月)に開催された第1回事業協議会に参加した。

(5) 外国人建設就労者の技能検定随時3級等の受検に係る支援

外国人建設就労者の技能検定随時3級等の受検が円滑に行われるよう、受検希望を取りまとめて各都道府県の職業能力開発協会に取次ぎを行った(113件、273名)。

(6) 外国人建設就労者への評価・表彰スキームの構築

① 外国人建設就労者受入事業修了者に対する修了証書の発行

10月5日より建設就労修了証書発行の受付開始を開始（ホームページに掲載）し、128名に対して発行し特定監理団体経由で本人に交付した。

また、帰国する建設就労者の母国等での就職に資するため、保有資格等について本人が記載する様式と資格等の英訳をホームページで情報提供した。

② 外国人建設就労者が習得した資格や技能等に応じた評価・表彰

外国人建設就労者のうち建設技能・コミュニケーションスキルの習得、社会貢献活動に関する取組等が顕著な者を表彰することにより、外国人建設就労者の更なる技能向上を促すこと等を目的として「優秀外国人建設就労者表彰」（国土交通省土地・建設産業局長賞）制度が創設された。

当機構は事務局として「検討・審査委員会（委員長：蟹澤宏剛芝浦工業大学教授）」の運営、募集、応募者の選定（応募者総数33名のうちから5名を選定）及び表彰式の実施（3月19日）を支援した。

3. 外国人建設就労者受入事業等に係る人材活用モデル事業（国土交通省受託事業）

来日前の建設分野の外国人材を対象として行われる事前教育訓練について、送出し側と受入れ側の関係者が共通の認識を持ち、情報を共有できることを目指し「外国人建設技能人材向け事前教育訓練プログラム」を作成し、その周知を行った。

① 募集要項・選定要項を定め、事前教育訓練事業者5者を選定した。

事前教育訓練事業者	実施場所
鹿島クレス(株)	ベトナム（ホーチミンシティ）
国際ビジネスコンサルティング事業協同組合	ベトナム（クイニョン）
(株)小宮山	ベトナム（ハノイ）
協同組合アミティ	フィリピン（セブ）
協同組合ユウアンドアイ	フィリピン（マニラ）

② 各事業者より月次報告を受けるとともに、日本語能力の向上等に関する効果測定、現地調査を行った。

③ 各事業者からの最終報告書、効果測定結果、関係機関へのアンケート結果等を受け、科目ごとの達成目標や習得内容を示す「外国人建設技能人材向け事前教育訓練プログラム」を作成した。

④ その周知のためのパンフレット（日本語版・英語版・ベトナム語版）を作成し、外国人建設就労者の受入れに関わる特定監理団体、関係建設業団体等に配布した。

4. 関係者からの相談等への対応

巡回指導業務、母国語相談業務、技能検定随時3級等の受検に係る支援業務等を通じ、外国人建設就労者やその受入れに関わる関係者からの相談に対応した。

5. 広報・啓発の推進

「FITS 相談ホットライン」の案内、人材活用モデル事業の募集・選考等について当機構のホームページに掲載したほか、事業の成果を共有するためのパンフレットを関係団体に配布した。

6. 新規事業の開拓

外国人建設就労者向けの安全衛生教育等についての検討、外国人建設就労者の適正な送出し及び受入れに係る情報収集等を通じ、今後の新規事業についての検討を行った。

7. 業務運営体制の整備

巡回指導業務及び母国語相談業務に当たる指導相談員を確保するとともに、巡回指導マニュアルの作成や研修の実施等を通じ指導相談員の資質の向上に努めた。

当機構の東京都千代田区の本部内に、巡回指導業務の運営体制と母国語相談業務の受付体制を整備した。

なお、中部地方（名古屋市）及び中国地方（広島市）の連絡所業務は、すべて本部で行うこととし、名古屋は9月、広島は10月にそれぞれ廃止した。

（平成29年度事業報告の附属明細書について）

平成29年度事業報告の附属明細書については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。